

高松家庭裁判所委員会（第14回）議事概要

1 日時

平成22年12月9日（木）午後1時30分から午後4時15分まで

2 場所

高松家庭裁判所大会議室

3 出席者

(1) 委員

大前良子，岡原剛，川池陽子，中川弘之，樋口清子，藤目真皓，松本タミ，水沼祐治，溝内靖晃，宮崎浩二，吉波佳希，

(2) 事務担当者

藤澤次席家庭裁判所調査官，森主任家庭裁判所調査官，井上首席書記官，川崎事務局長，小西総務課長，矢野総務課課長補佐

4 議事（■委員長，○委員，●事務担当者）

(1) 高松家庭裁判所長あいさつ

(2) 「地裁・家裁委員会に提言する市民の会」「司法改革大阪各界懇談会」連名による第三期裁判所委員会についてのアンケート調査について，回答することです承された。

(3) 本日のテーマ「人事訴訟事件について」に関する協議

ア 人事訴訟事件の概要及び概況について，井上首席書記官が説明した。

イ 人事訴訟事件における家庭裁判所調査官による事実の調査について，藤澤次席家庭裁判所調査官が説明した。

ウ 意見交換

■ 本日のテーマである「人事訴訟事件について」，御意見などをお伺いしたい。

○ 人事訴訟事件の前に行われる，家事調停事件の審理期間はどのくらいか。また，人事訴訟事件の審理期間はどのくらいか。

● 平成21年7月の裁判の迅速化に係る検証に関する報告によると，夫婦関係調整調停等の乙類以外の調停事件の平均審理期間は，全国平均で7か月余である。人事訴訟事件で上訴があった場合の平均審理期間は全国平均で15.4か月，上訴がなかった場合の平均審理期間は全国平均で10か月となっている。

○ 参与員が人事訴訟の審理に立ち会う事件はどのような事件か。何か基準はあるか。

○ 参与員は，裁判官に対して，和解協議の中や裁判官が判決を考えるに当たって，一般社会の良識を踏まえた意見を述べるができる。例えば，離婚訴訟で離婚の原因が不貞行為の場合であれば分かりやすいが，離婚原因の中で一番多いものは，夫婦関係が破綻しているといった民法770条1項5号の「その他婚姻を継続し難い重大な事由があるとき」である。それに該当するかどうか，紛争が複雑化していると難しい事案があつて，そ

のような場合に率直な意見を述べてもらう。また、慰謝料の額や親権者の指定について、意見を述べてもらうことがある。

- 参与員は、どのような手続で任命するのか。また、どのような分野の人が任命されているのか。
- 家庭裁判所は毎年予め、参与員となるべき者を選任する。参与員に必要な資格は「徳望良識のある者」とされており、任期は1年である。経歴は、司法書士、税理士、会社員、学者、各種団体の方々など多岐にわたっている。人事訴訟事件の家庭裁判所への移管に際しては、学識経験者の確保が必要になって、大学に推薦依頼を行った。また、成年後見事件で必要となって、金融機関に推薦依頼を行ったことがある。
- 最近では、高齢者や認知症を患っている人の離婚が増えている。判断の難しいケースや気の毒なケースがあつて、社会福祉や障害年金などの制度に詳しいアドバイザーが必要になっている。参与員も、それらの分野の人材確保が必要になってくると思う。
- 人材の給源として、どのような組織が考えられるか。
- 行政の地域包括支援センターや社会福祉団体に働いた人であろう。現在、それらの職場は多忙を極めているが、将来的には協力が得られると思う。
- 人事訴訟事件で参与員が関与した割合は、高松は全国平均よりかなり低い。これは、参与員を関与させる必要のある、複雑、困難な事件が少ないことによるのか。
- 参与員の関与を必要とするかどうかの判断は裁判官に委ねられるが、参与員関与の趣旨が一般国民の良識を反映させようというものであるから、人事訴訟の審理に積極的に活用して、より妥当な解決が図られるようにしている。
- 家庭裁判所は、訴訟代理人の弁護士を付けていない当事者に、懇切丁寧に対応していると感じている。法律専門家でない人に、訴訟手続を理解してもらうのは大変だと思うが、高松で、人事訴訟事件に弁護士を付けていない事件数の割合はどの程度か。
- 高松に関して、感覚ではあるが、当事者双方に訴訟代理人が付いていない事件は少ない。
- 紛争の解決に要するお金のことを心配している人は多い。今は法テラスが充実しているので、紹介してほしい。法テラスを利用するには色々な条件はあるが、離婚などの人事訴訟であれば、安価な費用で弁護士に依頼することができる。また、支払も柔軟に対応できるようになっている。
- 家事調停は本人でやってきても、訴訟になると色々な法律論が絡んできて、弁護士に依頼する人が増えるのかもしれない。
- 家事調停で話がまとまらなくて離婚訴訟になった事件は、争いの根は大変深いところにある。双方が、離婚はやむを得ないとは思っているが、財産分与の面で深い対立があつたり、長い時間をかけて相手に対する不信感が溜まっていたりする。

■ 次に、人事訴訟事件における家庭裁判所調査官の関与について、御意見を伺いたい。

○ 人事訴訟で事実の調査を担当する調査官は、その事件の内容を熟知しているとの前提で、調停のときに調査を担当した調査官が引き続き担当するのか。調停のときに意見を聞いてもらえなかったなどの不満を持っている当事者もいて、また同じ調査官だと快く思わない人もいる。

● 事件の内容が分かっている調査官は、それを踏み台にしてより深い調査ができるメリットはある。また、規模の小さな庁であると、人的な面での限界があり、同じ調査官が人事訴訟事件の調査を担当することがある。

○ 調停とは異なり、訴訟になると当事者は訴訟事件記録を閲覧できるが、そうすると調査報告書の書きぶりが難しいのではないか。

● 調査報告書の開示について、調停、審判の場合は家庭裁判所の裁量があって、開示の適否や開示する部分を判断することができる。離婚訴訟では、調査報告書の開示が原則になる。調停と訴訟で、調査した事実を記載する点での差はない。訴訟の場合、書きぶりが謙抑的になる面はあるかもしれないが、調査官として、根拠を示すことのできる意見形成を意識して作成している。

○ 調査官の事実の調査には何かフォーマットがあるのか。それとも、裁判官が疑念を持たれた部分を調査するのか。

● 離婚訴訟における調査であれば、裁判官がある程度心証を持って、なお必要とする事実の調査をする。どの部分を調査すれば結論に導けるのか、個々の事案によって異なる。中には、包括的な事実の調査が必要となる事案もある。

■ 福祉分野の参与員の確保の必要性など、多数の貴重な意見をいただいた。外に意見はありませんか。

○ (意見なし)

■ 以上で、本日の意見交換会を終了する。長時間どうもご苦勞様でした。

(4) 次回期日のテーマ

次回委員会における意見交換テーマは、「成年後見制度について」とした。

(5) 次回期日

平成23年6月16日(木)午後1時30分から開催することとした。